

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【公開番号】特開2008-125664(P2008-125664A)

【公開日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2006-312134(P2006-312134)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月17日(2009.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

島設備に設置される遊技機本体と、

遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置、及び遊技球を受け入れ可能な始動口が少なくとも設けられた遊技領域が形成される遊技盤と、

所定の演出画像が表示される表示面を有し、該表示面が、前記開閉装置及び前記始動口が少なくとも設けられる前記遊技盤の前記遊技領域が形成される面よりも大きな面積をもって形成される演出画像表示装置と、

前記遊技領域に向けて打ち込まれた遊技球を該遊技領域にて流下させる弾球遊技において、所定の条件が満たされたか否かについての判断処理、及び前記演出画像表示装置における前記演出画像の表示制御を含めて、遊技に関する処理を行う制御装置と、を備え、

前記遊技機本体には、前記遊技盤及び前記演出画像表示装置の配設スペースが、その上端部から下端部にかけて前記遊技盤及び前記演出画像表示装置の別に設けられてなり、前記遊技機本体の上端部から下端部にかけて設けられた該配設スペースによって、前記開閉装置及び前記始動口が少なくとも設けられる遊技領域を有する遊技盤と、該遊技盤の前記遊技領域が形成される面よりも大きな面積をもった前記表示面を有する前記演出画像表示装置とが、当該遊技機本体の上端部から下端部に亘ってその高さ方向に並ぶように配設された

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記遊技盤には、前記所定の条件が満たされると遊技媒体の受入れが可能となる大入賞口と、

少なくとも該大入賞口及び前記始動口への遊技媒体の受入れに応じて所定数の遊技媒体を払出す払出手段とが

さらに設けられてなることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

前記所定の条件が満たされたか否かについての判断処理は、前記始動口に遊技球が受けられたときに取得される乱数に基づいて行われる

請求項 1 または 2 に記載の遊技機。